

## 言論の自由と検閲の狭間で

日系アメリカ人強制収容所新聞日本語面から見る収容所の言論規制

衆 井 輝 子

### はじめに

戦時転住局（War Relocation Authority以後WRA）が統括した10カ所の日系アメリカ人収容所（War Relocation Center）は、日本では一般に強制収容所と呼ばれる。その収容所では、「民主主義国家」アメリカ合衆国の施設として、被収容者による新聞発行が許された。当初は英語版のみであったが、日本語使用者への便宜のため、まもなく日本語版も発行されるようになった。水野剛也の一連の研究によれば、陸軍の統括した仮収容所（Assembly Center）とは異なり、収容所では検閲はなかったが、言論出版の自由と戦時収容政策の妥協策として「監督」が行われたという<sup>1</sup>。

日系アメリカ人収容所に関する研究蓄積は膨大である。しかし、収容所内で発行された新聞に関する研究は少ない。田村紀雄らの一連の日系メディア研究でも、収容所新聞研究は数件の個別研究にとどまる。1980年代末に林春男によりトパーズ収容所新聞が扱われ、1990年に日本図書センターからトパーズタイムズが復刻されたが、復刻は同紙にとどまった。収容所の言論活動に関しては、文学活動においては篠田左多江の一連の文学

---

1 水野剛也「日系アメリカ人強制収容所における新聞発行政策1942～43—収容所管理当局の基本的政策、およびその意図と運用」『アメリカ研究』（34号、2000年）211-228頁；同「日系アメリカ人強制収容所における新聞の「検閲」と「監督」—立ち退き・収容初期における政府の新聞発行・管理政策」『マス・コミュニケーション研究』（58号、2001年1月）126-141頁。

研究をはじめとする蓄積が見られる。この成果は、篠田左多江、山本岩夫による『日系アメリカ文学雑誌集成』によるところが大きい<sup>2</sup>。

では文学活動の基盤たる言論に対して、どのような「監督」が行われたのであろうか。どのような規則ないし制約のもとに、活動が行われたのであろうか。本研究は、短歌、俳句、川柳という日本の伝統的短詩形文学研究の一端として、収容所新聞の文芸欄を通覧した際に、収容所新聞の紙面の多様さから、WRA当局の言論政策に関心をもったことに始まる。

本稿ではWRA当局の管轄下で発行された、いわゆる収容所新聞のうち、日本語面に限定して、その紙面から窺われる当局の「監督」の実態を考察する。最初に、WRA資料から新聞日本語面に関する基本政策を確認する。次に、日本語紙面から覗かれる「監督」の事例を把握する。最後に各収容所で新聞を「監督」した情報担当者（Reports Officer）の最終報告等と日本語紙面とを比較検討することで、「監督」の実態について考察する。資料として、アメリカ合衆国連邦文書館に所蔵されているWRA関係文書および収容所新聞日本語面資料を用いた。新聞名は、以下の通りである。なお（ ）内は英文名である。

『グラナダ時報』（*Granada Pioneer*）

1942/10/28 ~ 45/08/25 グラナダ（アマチ）収容所

『デンソン時報』（*Denson Tribune*）

1942/10/31 ~ 44/06/06 ジェローム収容所

---

2 田村紀雄他「在米日系新聞の発達史研究-2-アメリカ戦時収容所の新聞—「エルウォーキン」と「アウトポスト」」『(中秀男教授退任記念号) 東京経済大学人文自然科学論集』(62号1982年11月) 175-208頁；田村紀雄他「日系新聞研究ノート-5-Heart Mountain SentinelとBill Hosokawa」『東京経大会誌』(137号1984年9月) 343-412頁；山本茂美「第二次世界大戦前後の日系人の生活と文学：「羅府新報」と「トパーズタイムズ」を通じて」『金城学院大学論集人文科学編』(8巻2号、2012年)；水野真理子著『日系アメリカ人の文学活動の歴史の変遷：1880年代から1980年代にかけて』風間書房（2013年）；篠田左多江、山本岩夫 編著『日系アメリカ文学雑誌研究：日本語雑誌を中心に』日系アメリカ文学雑誌研究 別冊不二出版、1998年；日比嘉高『ジャパニーズ・アメリカ：移民文学・出版文化・収容所』新曜社、2014年。

『ツーリアンデスパッチ』 (*Tulean Dispatch*)

1942/09/03-43/09/15 ツーリレーク収容所

『鶴嶺湖新報』 (*Newell Star*)

1944/03/09 ~ 1945/01/11 同上

『トバース新聞』 (*Topaz Times*)

1942/10/31 ~ 45/08/31 セントラルユタ (トバース) 収容所

『ハートマウンテンセンチネル』 (*Heart Mountain Sentinel*)

1942/10/16 ~ 45/07/28 ハートマウンテン収容所

『比良時報』 (*Gila News Courier*)

1942/10/07 ~ 45/09/05 ヒラリバー収容所

『ポストン新報』 (*Poston Chronicle*)

1942/10/21 ~ 1945/10/23 コロラドリバー (ポストン) 収容所

『マンザナ自由新聞』 (*Manzanar Free Press*)

1942/06/19 ~ 45/10/19 マンザナ収容所

『ミネドーカイリゲータ』 (*Minidoka the Irrigator*)

1942/10/02 ~ 45/07/28 ミネドカ収容所

『朗和時報』 (*Rohwer Outpost*)

1942/12/24 ~ 45/11/14 ローワ収容所<sup>3</sup>

## 1) 新聞日本語面に対するWR Aの基本政策

水野 (2000年、2001年) によれば、WR Aは1942年3月18日の機関設置後まもない4月には、被収容者による新聞発行と日本語記事を許可する方

---

3 上記の表記は変化した。たとえば、表音表記の変化としては、『比良時報』は比羅から比良へ、『マンザナ自由新聞』は、マンザナ、満砂那、満座那とも使われた。自由新聞の部分は後にフリープレスとなった。『トバース新聞』は、トバース、トバズが使われ、『トバズタイムス』に変化した。『グラナダ時報』は、『グラナダパイオニア』へ、そして『グラナダばいおにあ』と変化した。紙名の変更は、『ポストン新報』は1942年12月22日のクリスマス号から、『ツーリアンデスパッチ』は43年5月2日から『鶴嶺湖新報』へと変わった。

向性を打ち出し、10月10日付で「行政指導8号」を明文化した。水野が詳細に収容所新聞に関する基本的政策立案過程を跡づけているので、ここでは日本語面に対する追加項目を扱う。

1942年8月17日付の行政指導8号追加1によれば、(1) WRAは日本語単一使用者の多さに鑑み、日本語による告知を行う；(2) 短い公報や指示を除き、日本語の発表は地方事務所の事前許可を必要とする；(3) 収容所情報部長が日本語訳の作成と配布を所管する；(4) 収容所所長は的確な日本語訳の作成計画書を地方事務所に提出する；(5) 翻訳作成計画書の認可後、上記(2)を除くすべての日本語訳は地方事務所に提出され、陸軍等による点検を受ける；(6) 陸軍等による点検の負担軽減のため、各収容所で正確な翻訳を行いうる条件を整えることが望ましい、そのため翻訳従事者はすぐれた翻訳能力があり、合衆国政府に対する絶対的の忠誠をもつ者から選ぶことが重要である、などが定められた。12月15日付改訂では、新聞の日本語面は英語面掲載記事のみで構成される、と追加された。これは日本語面の記事内容が単なる公報や指示書の翻訳から拡大したことを意味する。さらに翻訳にあたっては、2名による翻訳とその2つの翻訳の比較検討が求められた。加えて翻訳物はワシントン本部の情報部に送るよう指示された<sup>4</sup>。翻訳に対するこのような慎重さは当局の日本語紙面への警戒を物語っている。

やがて43年4月26日には、行政指導8号は修正され、OWI (Office of War Information戦争情報局) の事前点検は不要となった。また、44年6月26日以後には、ツーリーレーク収容所を除き、日本語記事を英語面掲載の記事に限定する必要は取り払われた。しかし、日本語面は発刊前に英語に

---

4 Administrative Instruction No. 8, Subject: Responsibility for WRA Public Information Through Mass Communication Media, National Archives and Records Administration, the Records of the War Relocation Authority (RG210以後RG210とする), Entry No. 16 (Headquarters Subject-Classified General Files以後Entry No.16とする), Box 6.

翻訳され、情報部長（Reports Officer）の点検を受けなければならないとする規定は残存した<sup>5</sup>。所長が収容所新聞に対する発行停止の権限をもっていたことは、終始一貫した基本姿勢であった。

日本語面の記事内容を事前に情報部長に提出し点検を受けなければならないとする規定の背景には、日系人に対する政府側の不信感、とくに日本語使用者に対する根深い不信感がある。日本語面の発行が遅れた一因には、絶対的な「忠誠心」に疑念の余地のない日英両語使用者を確保することの困難さがあった。『マンザナー自由新聞』では、英語面のスタッフも日本語面の発行に消極的であったという。1942年5月、6月に日本語のできるカトリックの神父や係官を「検閲委員会」のメンバーとし、一世、婦米、二世からなる編集委員会を設けることで、英語から日本語への翻訳内容の確認に信頼性がもてるようになり、日本語面の発行が可能になったという<sup>6</sup>。翻訳の信頼性の確保に細心の注意が求められ、被収容者（二世）の身元思想調査や複数による翻訳と翻訳の比較検討などを指示したのは、新聞による収容所内世論の誘導を恐れたからであろう。

## 2) 「御用新聞」

WRAの行政指導に従えば、43年11月末までは、日本語面の記事は、WRA当局の提供する公報および英語面に掲載された記事の日本語訳だけになる。実際、『マンザナー自由新聞』と『ハートマウンテンセンチネル』の「創刊の辞」は英文社説の意識、抄訳である。『デンソン時報』では、1942年12月8日に「本紙により報道陣の迅速化と当局の指導方針とが、よ

---

5 WRA Administrative Manuals, Information and Reports, Project Newspaper, 14A, B, RG210, Entry No. 29 (Administrative Manuals) Box1. Reports Officerは収容所新聞日本語面では情報課長、あるいは情報部長と訳されていた。

6 Final Report Manzanar Relocation Center, RG210, Entry No.4 (Field Basic Documentation 1942-46以後Entry No.4とする), Reel 77.

りよく徹底し当センターの安寧秩序を保つ上に貢献し且つ又特に第一世諸君のセンター生活の上に幾分にも明朗化す事が出来ますならば、私共の目的の一部は達せられたと信じます」と「創刊の辞」を掲載しているが、この文章は、被収容者に必要な情報を与え、WRAの政策実施を円滑にし、収容所内の空気を平穩に保つためには新聞発行が必要だ、とするWRAの基本方針を要約しているに過ぎない。

『ポストプレスブレン』では、1942年10月31日の「日本語版発刊の辞」を掲載し、「然し今回ポストン第二支社に日本語編集部を設置し英語知識のない人々の便宜を計ることになった」と記載しているが、その頁の下部には、本頁が10月29日、30日版英語面の「直訳」であることが明言されている。やがて、それぞれの記事の英語説明が掲載されるようになる。英語面掲載の記事からの転載であれば、日本語面に英語の説明文を掲載する必要はないであろうと思われる。しかし、英語訳が必要だという情報部の指示に従わざるを得なかったのである。英語から訳された日本語をさらに英訳させ、事前に点検をうけさせる。こうした作業を強いられることで、日本語紙面担当者は「監督」を意識せざるを得ない。

日本語面の発行に慎重であった『マンザナー自由新聞』では、翻訳の信頼性が確保されたことから、公報の単なる日本語訳だけでなく、日本語面独自の記事を短いながら掲載した。6月23日には「一世文芸人最初の集会」として「文芸人クラブ組織さる」の記事が掲載され、30日には「日本語部」が一般読者に投稿を求めている。そして俳句や川柳が埋め草のように掲載されている。ただし、7月7日になると、「当局よりの指令に従ひ日本語セクションは、当分公文書訓示等の直訳記事に限られるやうになりました」と「日本語欄制限さる」告示が出て、文芸は消える。

さらに、同面は、1943年1月16日に、「読者の皆様へ」と題して、「日本語新聞編集室より」、「華府戦時転住局（W・R・A・）行政府指令第八号

追加第一項に依り当センター日本語欄の記事に左の如き制限が加えられました」と、その内容を次のように掲載している。

- 一、多数のセンター住民が唯日本語のみを解する事を認めて、華府戦時転住局は或る告示を日本語にて発表する政策を採用す。
- 二、各転住所々長は日英両語に通じる者を採用し、情報部々長又は之に相当する役員管轄の下に日本語新聞を発行させ、行政告示ポスター等々の翻訳を為さしむの権限を与経られてゐる。
- 三、文書に依る日本語の使用は、英語にて書かれてある声明書や告示等の翻訳に制限さる。

センター内にて発行されてゐる日本語新聞は英語新聞に現はれてゐる記事の翻訳のみに限る。

- 四、センター内発行の日本語新聞は英字新聞と共に一部つつ左宛に送付すべきである。

要するに、「日本語新聞編集室」が要約するように、「茲に於て今回日本語新聞では英字紙や行政部告示の翻訳のみに制限し、原稿の掲載を当分の間差控へること」になったのである。

『満座那フリープレス』の日本語編集者にはこうした措置に不満をつのらせていたのであろう。1944年新年号では「編集後記」で、「併し何分にも筆は折られ、舌は抜かれたやうな現在の吾々だ。何も書けない。書いたものは全部翻訳して当局の承諾を得なければならない。従って文章が断片的でごちない。だが是れも止むを得ない事として見逃して頂きたい。精一杯の事はやつた積りだ」と、通常の新聞を期待する読者と当局の「監督」との板挟みにあって、苦しむ心境を吐露している。また、翌年の新年号でも、「当センターに於ける公的な唯一の報道機関なるが故に、相当ウルサ

イ拘束の下にあつて物言はざるはふえる。腹を一方で匿くしつ、又反面に於ては格別な大過なきことを心がけねばならず、均衡を保つになかなかの苦慮を要する」と苦い想いを述べている。

「御用新聞」であるという認識は、他紙においても、散見する。『グラナダパイオニア』では、「本社翻訳部」として、創刊間もない1942年12月9日に、「当パイオニア新聞は…今の処では英文記事を一世読者のため翻訳記載してゐるに過ぎないのである」と弁明し、「日本語新聞を発行する以上一部を一世向きとして豊富なる記事を記載するのは当然の事であるが其処には色々な支障があるのである」ので、その点を理解してほしいと記している。その「支障」とは、「単に英文記事翻訳記載」であること、「日英両語に堪能なる記者の不足」であるという。直接には当局の「監督」があるとは述べていないが、「単に」という言葉から、自由に書くことのできない書き手の不満が読み取れる。

一方『朗和時報』は発行最終日の「朗和時報終刊譜」で、

素より御用新聞である。当局と之も戦争の犠牲者立退かされた日系人読者との間に板挟みの〇〇〇では時に思ふ事も云へず或は辛い事も書かねばならなかった。

〇〇所からの御達しを翻訳すうだけで何の味も個性味もないと物足りなく感じられた事もあったらしい。

心の糧等は絶無精神的慰安を与へる事さへも往々制限され勝であった。堂々の論壇もなく僅に報道陣を固めたに過ぎない。立退者九千の木鐸たらんとするが如き願望は大凡痴人の労と積されるであろう

と、最後に新聞人としての本来の使命を果たせなかった悔しさを滲ませて  
いる。(〇〇箇所判読不能)



### 3) 日本語面への「監督」

連邦公文書館所蔵の収容所新聞のマイクロフィルムには、日本語面の欠落がある。日本語面の長い休刊が日本語編集陣の再定住による人材不足によるものか、それとも当局との軋轢のためか、日本語面を通覧しただけでは一概に決められない。しかし記事によっては軋轢が生じたことを物語るものがある。たとえば、『グラナダパイオニア』では、1944年6月10日、「水曜日のパイオニア休刊」とする囲み記事で、「社員のオーバertime整理の都合上、本週水曜日のパイオニア紙は休刊されし次第で大方諸員の御諒承を願ひます」と告げた後、日本語面はしばらく休刊する。そして、1944年7月13日「情報課長 J マツクレラン」が、「我がパイオニア新聞は翻訳部に関する事情の為、過去数週間に亘り日本語欄を休刊中であつたが、新たに今野一郎氏を主幹に迎へ本日より再び発行する運びとなつた事は、自他共に同慶の至りに堪へないところである」、と「御挨拶」を載せた。「課長」はさらに続けて、「先般来パイオニアに日本語欄を欠き来つた事は洵に遺憾とする次第であるが、新陣容を整へた我が編集部は、一意専心亜町全センターのために報道の大使命を全ふし、各位の御満足と御便宜を図る事と信ずる次第である」と結んでいる。さらに、終刊を目前とした翌年7月14日に、藤野琶水の「回顧一年」によれば、「一寸した記事に端を發して」日本語面が停止してしまつたが、「遂に邦語欄は当局の反省と所内住民の強い要請に応じて今野一郎氏を主幹に久保田記者を副将とした陣容を整備し再刊」したという。

「一寸した記事」が何を指すのか、紙面からはうかがい知れない。グラナダ収容所の情報部長による最終報告書によれば、日本語面は1944年春に編集者が再定住した後に問題が発生した。後任が『パイオニア』以外の翻訳を拒絶したため解雇したところ、日本語面のスタッフが辞任し、発行が

停止した。後任が決まり、再発行は軌道に乗ったが、翻訳適任者不足の問題は解決されず、日本語面を再英訳するというWRAの行政指導をグラナダでは遵守できなかった。「とはいえ、日本語面の編集者に対する信頼は厚く、再英訳は必須ではなくなった」と情報部長は記している。「西海岸への帰還が可能になって以来、日本語紙面のほぼすべては情報部が提供するWRA情報の翻訳であった」、からであろう<sup>7</sup>。

また、『ポストン新報』でも、1943年8月から翌年春にかけて問題が生じたようである。ポストン収容所では、第一、第二、第三キャンプの間で紙面が作られていた。独自紙面作成発行に対する懸念は、日本語面第一キャンプの編集者のコラム欄、「喫煙室」で1943年2月23日に指摘されてる。1943年春から夏にかけて、当時WRAにとって重要な課題であった「隔離問題 [忠誠登録問題]」に関して、第一、第二、第三キャンプの紙面の報道内容が異なるという指摘が読者から寄せられたと、第一キャンプの「喫煙室」は8月3日に伝えている。続けて、正式発表があるまでの間、慎重な対応を購読者に求めている。新聞の統一性不備の問題は春以来くすぶっていたのであろう。同コラムは、8月1日に「ポストン新報も英字紙が掲載した情報を翻訳の上読者に提供しつつあるが之は隔離計画に就いて紙上に現れた外界与論の反映を紹介し以て該計画運行を読者と共に窺ひ度いに他ならない」と釈明した後、「転住所の新聞であるから真の意味に於ける社説もなければ社としての言明書を発すること等思ひも寄らない」、と断じている。そして、「情報は情報である。要は読者の解釈判断に任す所以である」と、嘆きとも開き直りとも受け取れる言葉で締めている。日本語面記事に対する読者からの批判に応えたものか、それとも他の圧力への嘆きか、このコラムからは判断できない。

---

7 Joe McClelland, and Melvin P. McGovern, Granada Final Reports Division, RG210, Entry No. 4, Reel 55.

8月10日になると、「喫煙室」は、「WRA指令に依ればセンター内では厳密な意味に於ける日本語新聞は発行されない掟となつてゐるのである」とWRAの言論政策を確認し、収容所新聞は「言ふまでもなく情報紙に過ぎない」と弁明している。そして、「外界の新聞が社会の指導機関を以つて任じてゐたのは昔の談しであつて現在は純然たる社会の耳目に過ぎない」、と収容所外でも状況はあまり変わらないのだと、自らを慰めるかのようにも記している。

ここまでであれば、読者の突き上げに対する弁明的言説だったともいえる。しかし、続いて8月25日には、「本紙は近く他のセンター同様純然たるWRA所管下に移される運びとなつた」と告げた後、「攔筆」の言葉を実名入りで寄せている。しかし、9月8日になると、コラム名を「編集余滴」に変え、9月1日から『ポストン新報』がWRA管轄下に置かれたことを告げた後、「編輯も案に相違して今まで通りでよろしいとのこと。書いてならぬ範囲は判つてゐるのだから寧ろ当然とは思ふ、ものの聊か拍子抜けと云ふ態である」とも記している。当局との軋轢があつたこと、それが一応の決着をみたことを匂わせる表現である。さらに「編集余滴」は「三館府編集部の統一を理想とするがステンシル筆人の不足等から暫くは電話で連絡を取りつつ現状維持とした」と続けているので、第一、第二、第三の報道の不統一も問題であつたのであろうと推測できる。

しかし問題はここでは終わらず、翌10月6日の『ポストン新報第三ニュース』の編集コラム「余滴」では、「ポストン新報がWRA直轄となって以来印刷部数が急増したので旧式謄写機に一層故障が増へた。それで一週三回（水、金、日発刊）の規定に対し原紙を月、水、金と新聞の出る日より二日前に完成して第一館府に送らなければならない。従つてニュースとしての価値あるものは掲載できないのである。この点読者に了解を乞ふ」という記事が掲載された。このコラム自体は、第三キャンプの「市参事会」

の対応を批判する形をとっているが、実際には、原稿を二日前に完成させて第一キャンプに送り、内容の点検を受けなければならない新方式を批判したとも受け取れる。

11月21日には、別紙で、「本紙十一月十九日付第二、第三日本語版」の配達停止が、「情報部長 ポウリン ブラウン」名で告知された。その理由は、「当転住所在住者の個人攻撃の記事がありたる為」、「この記事掲載あるを発見せし時は既に締切時間切迫せる為新版刊行は不可能の状態にあった」ので、中止したという。そして、「本紙は譏誹諷刺的個人攻撃の為紙面の利用を一般住民に許容せざるものなるを茲に声明す」と結んでいる。

この告知に対して、11月24日の『ポストン新報第二館府版』は、「死亡広告 第二館府日本語版」を掲載した。

十九日付死亡仕り候に対し懇切なる弔詞を賜り感謝に堪えず候実の  
処新聞医者に依り健全なりと診断され候に不拘、配達直前に突然第三  
児の死病に襲はれ遂に無慈悲な運命と相成り候

就ては如何に死人なりと雖も、アリゾナの太陽照り続く晴天下に濡  
れ衣を着ては雨天同様不快至極にて候、由って死人の濡れ衣を脱ぎ棄  
てる可く茲に声明すると同時に一般各位に御了解願上度如斯候。

第二館府日本語版

明らかに当局が「監督」権をふるって、発行停止を命じたことを物語っている。

さらに、翌年3月から4月の1ヶ月、日本語面の発行が停止している。この件については、『ポストン新報』の「編集余滴」が再刊された4月11日、「巷間種々取沙汰されて色々と云はれるが、その何れも所謂噂の範囲を出でず的是はずれ」で、「内幕を打ち明けると印刷機の故障が基で」と弁

明し、4月22日の「その日その日」欄が、再度、印刷機の故障であると論じている。同欄は、『ユタ日報』（4月12日）が、「ポストン新報は去日の藤井ジョージ氏の件<sup>8</sup>が祟り日本字の印刷を中止されたのみならず日本字の掲示も許可されなくては出来ぬ為目下これが緩和を運動中との事云々とある」のは、「見当違ひ」の報道で、「真相報道を役目とする通信子がデマをそのまま鵜呑みに報道されたのでは通信子の沽券に拘はりますぞ」と、強く批判している。

しかし、4月11日の「編集余滴」欄を注意して読むと、印刷機の故障があったかもしれないが、『ユタ日報』の報道もまったくの誤報とは言い切れないかとも思われる。同欄では印刷機の故障があったときに、「編集室の移転問題」が持ち上がり、「ポストン式よろしくグズついて居る間」発行が遅れたという。さらに、同コラムは、「吾々の編集室も埃ぼくはあるが懐かしいアドベの一軒家からポストン行政廳後宅の一角に移転情報部長ブラウン女史のお膝元に侍り事務に精励する事になった。ああ止ぬる哉」と続けている。移転を渋っていたこと、不承不承に情報部長の指示に従って紙面を作っている様子がうかがえる。その後、日本語面は外部職業情報が多数掲載されるようになる。

そして、5月4日には、『ポストン新報第三ニュース』の編集長の退任の挨拶が掲載されている。表向きは「昨今とかく健康勝れず養生の為」であった。編集長自身は、「所以新聞の主旨は単にニュースを報道するといふのではなく／一デマを揉み消す／二所内の協調を計る／の二項が主眼点とされている様です。随ってドライな即ち無味乾燥な記事でもやむなく掲載したものです」と述べている点を考慮すると、情報部長との関係が結局うまくいかなかったと推測される。

8 収容所内の日系人も徴兵の対象にするという政府の方針に対して、日系人を西部防衛地区から強制退去させた責任者の罷免、日系人に対する社会的差別偏見の完全撤廃等7箇条を条件とする要求書を配付したため、逮捕収監された。

この間の事情に関して、WRAのいくつかの資料をみると、『ポストンクロニクル』成立の特殊性も起因していると思われる。ポストン収容所の情報部長ポーリン・ブラウンの最終報告によれば、初代情報部長のリス・ジェームズは、収容所がインディアン居留地のような永久的施設となると考えて対応した。単なるWRAの代弁機関 (an administrative mouthpiece) ではない「被収容者の新聞」(the people's paper) をめざした。その資金調達のため、新聞はポストン収容所の女王コンテストを実施、一ヶ月の購読予約で一票を与える方法で、1,500ドルの売り上げを得た。この結果、『クロニクル』紙は、「喫煙室」が3月5日に述べたように、「WRAと居住者と半分半分の経営」となった。ポストン収容所は、第一、第二、第三のキャンプ間がそれぞれ数マイル離れていたために、それぞれのキャンプに日英の新聞室が置かれ、それぞれが半ば独立的に紙面作りをするようになった<sup>9</sup>。

ワシントンDC本部から実態調査に訪れたアレン・マーケリー上席情報官 (Senior Report Officer) によれば、「ポストンの前情報部長は、新聞の制作と内容に関して一定の監督を実施すべきであったが、この点に関して実際にはほとんど何も果たさなかった」という。結果として、日英両面とも、三つキャンプごとに独自の活動が放任されていた。「適切な監督がなく」、「新聞の質は劣化し」、「WRA規則違反の事例」もあった。「矛盾するニュースや解説が甚だしく住民の過半が新聞を信頼しないほどになった」。そこで、所長はWRAが新聞を管理する決定を下したという<sup>10</sup>。

規則違反に関しては、8月4日に、新聞側に、(1) 行政指導8号は、『クロニクル』英語面に掲載された記事以外の日本語訳は明確に禁じているこ

9 Personal Narrative Report by Pauline B. Brown, RG 210, Entry No.4, Reel 32.この美人コンテストのやり方は、ロサンゼルス二世女王選出方法を想起させる。

10 From Allen Marker, Senior Report Officer, WRA Washington Office to W. Wade Head, Project Director, Poston Arizona, September 7, 1943, RG210, Entry No. 48 (Subject-Classified General Files以後Entry No.48とする), Box 110.

と、(2) 隔離計画の実施に関する正確な情報を提供する必要と、現行の『クロニクル』編集の混乱に鑑み、鉄筆を切る前にすべての原稿を第一キャンプの情報部長に提出すること、(3) 以上は本日から実施されることが通達された<sup>11</sup>。この通達が、前述の8月10日「喫煙室」コラムに繋がっているのであろう。

ポーリン・ブラウン情報部長が赴任後第一に着手したのが、新聞を「WRAの下に近づけること」であった。情報部長の監督下にあるが、『クロニクル』は「被収容者の新聞」のままであること、被収容者によって編集発行されること、をワシントンから派遣された上席情報官とともに何度も説得を重ねた。しかし、当局の意向に対しては、被収容者、新聞編集陣、ブロックマネージャーなどから「強い反対」があった。同意が得られたかに見えても、WRA監督下に発行が始まっても、「ガンジーはこの連中から消極的抵抗について学ぶことができたろうに」、と情報部長が嘆くほどの、さまざまな抵抗が試みられた。とくに第三キャンプにあった謄写設備を、情報部長の「監督」の目の届きやすい第一キャンプに移動する件に関しては、物理的抵抗も行われた。さらに総辞任の動きもあった。一連の騒動は、新聞には直接には記述されない。しかし前述のように何かがあったことは伺いうる。情報部長の最終報告は、収容所新聞への「監督」を強化しようとした動きに対して、新聞側がかなり長期にわたって、ときに消極的に、ときに積極的に抵抗を試みたことを伝えている。

いくつかの最終報告を検討すると、忠誠登録や再定住促進等WRAが重大だとみなす問題に関して、WRAの方針に則って記事を掲載する場合には、それは「よい」新聞であると見なされていたことが理解できる。グラナダの情報部長が最終報告で前述したように、情報部が提供する情報を掲

<sup>11</sup> Memorandum for Mr. K. Hirose, Mr. S. Matsumoto, *Chronicle* Staffs Unit I, II, and III from John W. Powell, Acting Chief of Community Service, August 4, 1943, RG210, Entry No. 48, Box 110 Colorado River.

載している限り、日本語から英語へ再翻訳が滞っても、見逃すことができた。しかし、『トパーズタイムズ』のように、毎週「一世詩人クラブ」の作品が一頁を占める状況では紙面が不足するので、「再定住ニュースに紙面を多く割くために」月一回に縮小するよう、「監督」が必要だった<sup>12</sup>。

ミネドカ収容所の情報部長が認識しているように、新聞の内容がWRAの方針や利害に有害でないことを確実にする情報部長の職務は、新聞の発行を停止しうる所長の権限とともに、「編集内容に対する一種の公的な検閲」となる。「自由な言論の権利の行使をできるだけ認めよう」としても、時には、記事や論説の削除変更を求める場合がある。「情報部長による検閲の実施」は軋轢を生み、「スタッフの辞職や辞職の脅し」を招いた。実際ミネドカ収容所では日本語面も再定住に消極的であった。WRAの方針に表立って反対を表明することはなかったが、再定住した日系人に対する事件を多く報道した。発行停止にまで至らない巧妙な戦術だと情報部長は報告している<sup>13</sup>。

マンザナの情報部長によれば、日本語面の問題の根幹は、「独自の素材」を記事にしたいという編集陣の願望にあった。新聞人としては当然であろう。やがて日本語面での自由度が拡大し、独自紙面を作製できるようになったが、とくに問題はなかった。ところがこれまで協力的であった編集者の再定住によって、1944年末に問題が生じた。1944年9月から11月までに情報部長にもたらされた英訳のうち、30パーセントが「低趣味、要点の不明確さ、不正確な情報、関心の欠如、誤った結論」によって却下された。そのうち情報部長の許可を得ない記事が紙面に掲載されるようになり、再定住関連記事は姿を消した。翻訳者の不足から情報部長がこの問題に気づく

---

12 E. Wafford Conrad, Report Officer, Closing Report, RG210, Entry No.4, Reel 14.

13 Allen Markley, Reports Officer, Washington DC, Report of Reports Division, RG210, Entry No.4, Reel 90.



のは数週間経てからであった。即座に改善を求める「監督」がなされたが、情報部長にとっては、再定住関連記事は依然として不十分であった。「直接的圧力によってのみ再定住ニュースの紙面が確保できた」と情報部長は明言している。「英語面の複製を日本語で作製するという試みは常に失敗した」のである<sup>14</sup>。

マンザナ情報部長が記事の質の悪さとして掲げた事例のうち、「関心の欠如」とは再定住促進への関心の欠如であることは、文脈から十分推測できる。「誤った結論」とは、再定住への消極的態度、あるいは外部の排日事件の扱いであろう。情報部長からみれば、再定住促進は上部からの既定路線である。しかし、日本語面の編集者からみれば、自らの考えや、主な読者である一世の意向を重視する。一世が、再定住に消極的であるのは、かれらの年齢と英語力を考えれば無理はない。再定住を促す外部情報よりも、生活に潤いを与え、日常に刺激を与える園芸、演芸、文芸、教会などの諸活動に関心があるのは、一世がそうした行事の当事者であることを鑑みれば、当然であろう。また情報部長がなげくような編集者の質的低下があったとしても、再定住を促進すれば有能な翻訳者や編集陣を失う結果を招き、次善の人材を求める他はない。紙面の質が悪いという情報部長の言葉には、編集や翻訳の質の確保と再定住による外部転出促進との、自己矛盾がある。

#### 4) 翻訳の問題

日本語面をめぐる情報部長と日本語面編集陣の対立の一因は、英語記事を翻訳し、さらにその日本語を英語に再翻訳するという、二重の負担に対する日本語面編集者の不満がある。二重の翻訳という作業によって情報の

---

14 Robert L. Brown and Arch W. Davis, Reports Officer, Reports, Final Report Manzanar Relocation Center, RG210, Entry No. 4, Reel 77.

鮮度が落ちる。しかし、時間以上に問題だったのは、信頼の欠如である。マンザナ収容所の日本語面創設問題で前述したように、有能で「信頼性の高い」翻訳者の確保は日本語面につきまとう課題であった。マンザナ情報部長は前述のように、日本語のできる神父と担当官を確保できたことが、日本語面創設の足がかりだったと報告している。確かに、マンザナ収容所新聞の資料には、詳細な日本語紙面の英訳が添付されている。英語面からの翻訳である場合には、英語面の掲載年月日、頁、コラム数が記載されている。

ではその翻訳とはどのようなものだったのであろうか。長い引用になるが、1944年1月1日日本語面に掲載された新年号の「編集後記」とその英訳を検討する。この「編集後記」を選んだのは、日本語面独自の記事であり、編集者の不満が語られているからである。

- ◎ 英語部の方ではクリスマスに増刊号を出したが吾々日本語部では 1日本人らしく新年号を少し飾る事にした。
- ◎ 2是は一つに読者の心証を慮つての事である。
- ◎ 3併し何分にも筆は折られ、舌は抜かれたやうな現在の吾々だ。何も書けない。書いたものは全部翻訳して当局の承諾を得なければならぬ。 4従って文章が断片的でぎこちない。 だが是れも止むを得ない事として見逃して頂きたい。 5精一杯の事はやつた積りだ。
- ◎ 6昨年十二月六日事件以来吾々は相当非難の文句や 7嚇かしの手紙を貰つた。 曰く＝日本語欄は余りに軟弱だ。当局に媚びて居る。＝ 8或は婦米と日本の肩を持ち過ぎるとか。 又、或時は誤字が多過ぎる、字が読み難いだのと叱られてたり、記事掲載の遅延に怒鳴られ乍ら 9今日迄頑張ってきた。
- ◎ 誉められた事は未だ一遍も無く文句の連発の中で仕事をする位張合

のないものはない。『もう良い加減にして止めやうぢやないか』と同人集合を持った事も一度や二度ではなかった。だが其の度毎に『日本語の新聞を止めたら一世の人達はどうするのだ。君達は一世の先駆者達の事を考へないのか』と叱られ、又総べてを<sup>10</sup>犠牲的に今迄続けて来た。

◎ <sup>11</sup> と言って決して人の同情を得やうとか褒めて貰ひたいとかの気持ちは毛頭無い。吾々は何でも甘んじて受ける。一世先輩の為であったらどんな非難でも中傷でも喜んで受ける覚悟だ。 <sup>12</sup> どんな脅迫でも別に恐いとも思はない。

◎ <sup>13</sup> 唯翻譯のみに制限された不自由な我々が縁の下の力持ちをして居る此の努力が解せられないのが悲しい。

◎ <sup>14</sup> 新年早々無益な愚痴を書並べて仕舞った。人間自信がないと変に愚痴っぽくなると見える。

[以下は編集陣の紹介であり、省略する。]

From the Desk

The English section issued the Christmas Edition on Christmas day but we decide to adorn this New Year's Edition. However, <sup>3</sup>we cannot write whatever we want, but must have the acknowledgement of the authorities. <sup>3&5</sup>First we write in Japanese then translate that into English very carefully. This regulation works a double hardship on us and takes much time. Please be reasonable and do not expect too much.

<sup>6</sup>Since we started this paper we have received many criticism such as, "Free Press Japanese paper is too moderate: it fawns upon the authorities." Furthermore, we had many comments upon misprint and articles arriving after deadline.

We were neither praised nor admired, and those disagreeable commentators drove up to work reluctantly. We held staff meeting regarding, "resignation," however, each time we were advised by the elder people. "How can isseis know about this center without a Japanese paper? Can't you boys consider the issei pioneers? Thus, we changed our former feelings and continued until today.

We'll take any kind of blame for isseis. We have the courage to sacrifice our reputation for isseis.

両者を比較すると、上記英文はほぼ日本語文を翻訳しているといえる。しかし、日本語の下線部の部分が英訳からは欠落している。また、二重下線部は意味が異なる。

日本語文面の9、11、13、14の下線部は新聞人の文章としては情緒に流れすぎており、英文訳では削除されたのであろう。1と8の下線部の英訳が欠落すると、親日本の色合いが少なくなる。7と12の下線部英訳の欠落で、収容所内の治安に不安の種がある印象は少なくなる。

4、5の下線部の英訳は仕事量の多さを強調する文意に置き換わっている。下線部6の日本語は、原稿が1943年12月に書かれたことを考えると、1942年12月6日に発生した「マンザナ事件」のことであろう。それを英文では、日本語面発行以来と変えている。下線部3では日英両文とも当局の「検閲」の存在を意味する。しかし、英文の文章より、日本語の3の方が厳しい「検閲」を示唆している。以上の点を総合すると、英文は当局を刺激しないように配慮されているのではないかと思われる。

このことが、問題を避けたいとする翻訳者の気持ちの現れか、翻訳者自身の思想的「親日性」か、それとも他の事情かは判断ができない。すくなくとも、現在の資料調査の段階では、この翻訳で問題が発生したとはいえ

ない。

英語への再翻訳の問題は、収容所新聞ごとに、あるいは同一新聞でも、首尾一貫しているとはいいがたい。前述のマンザナ収容所の場合、簡単な英訳項目が紙面につけられている場合とない場合がある。マンザナ収容所の場合には、マイクロフィルムに詳細な英訳がつけられているが、多くの他紙の場合、それはない。英訳は项目的に新聞につけられている場合には、川柳であれば、Japanese short poem程度の説明にとどまっている。グラナダ収容所のように英訳の欠如を当局が見逃した場合もある。マンザナ収容所以外に記事全体が別紙に英訳され、どのように点検されていたのかは、現在のところ資料的には確認できていない。

## おわりに

WRAは、被収容者が発行する収容所新聞も、アメリカ合衆国の新聞にふさわしく、言論出版の自由を尊重しようとした。WRAを代弁する公報ではなく、クロニクル、タイムズ、トリビューンなど通常の新聞名を冠した新聞を発行させたのは、その現れであろう。しかし、WRAは日本語面には英語面よりも「監督」を強めた。所管する情報部長は、日本語面の英訳のチェックで記事を選別、あるいは記事の修正を助言した。言葉による説得であったとしても、情報部長の対応は断固たるものであった。ときには発行停止、あるいは編集者の退任を強いた。情報部長の「監督」業務は、「検閲」として機能したのである。日本語面の編集者たちがつぶやいたように、編集者達にとっては、情報部に付属する「御用新聞」、「情報機関」に過ぎなかった。言論出版の自由とは、WRAの方針に則った範囲内の自由に過ぎなかった。ちょうど、収容所の柵内であれば、歩き回ることを許されている程度の自由であった。

それでも、日本語面の編集者は、独自色を出そうと工夫した。日本語面

の編集者は、英語翻訳の人材不足を利用し、ときに本音を漏らし、ときにWRAの政策に消極的態度を示し、可能であれば黙殺した。日本語、すなわち敵国語という点で規制を強められ、資金面の制約があり、紙面のスペースも発行回数も限られていた。しかし、その一方で、日本語であること、すなわち係官の言語能力の不足を利用して、自己の編集方針を追求しようとしたのである。「しかたがない」状況下でも、当局の監督に無条件で従ったわけではなく、したかか、合法的範囲ぎりぎり、彼らが思う「自由な」言論を模索したのである。